

守れなかった命を見つめて

本来、子どもを守るべき立場の親や養育者が、子どもに暴力をふるうなど虐待に関する事件が跡を絶ちません。高島市でも、5年前の7月5日、当時2歳7か月の女兒が保護者の虐待により死亡する事件が発生しました。悲劇を二度と繰り返さないために、私たちができることには何かあるのでしょうか。

知らせることで子どもを救えます

虐待は子どもの心と体に計り知れないほど深い傷を残し、時には命を奪う事もあります。また虐待を受けて育った子どもは、やがて親になった時、自分の子どもに虐待を加えやすいと言われています。辛い歴史を繰り返さない為にも、子どもの虐待は防止しなければなりません。

「もしかしてっ」と思ったときは関係機関に通報することによって、子どもを虐待から救えます。ためらわずに連絡してください。

知ってください 「児童虐待」

児童虐待とは、親などから子どもに対して、継続的、反復的に加えられた不適切な行為をいいます。児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を次の4つの行為と定義しています。

身体的虐待

殴る・蹴る・投げ落とす・首を絞める・熱湯をかける・布団蒸しにする・溺れさせる・逆さ吊りにする・異物を飲ませる等。

性的虐待

性交・性的行為の強要・性器や性交を見せる・ポルノの被写体にする等。

ネグレクト

食事を与えない・衣服や居住を極端に不潔、不衛生な状態にする・乳幼児を家や車の中に放置する・子どもが望むのに登校させない(登校禁止)等。

心理的虐待

無視・脅かし・他の兄弟、姉妹と著しく差別する子どもの心を傷つける言動・DV(配偶者からの暴力)を見せる等。

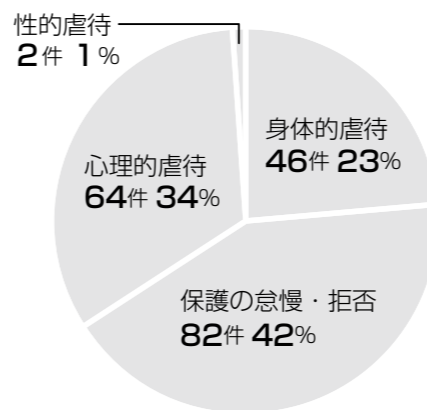
高島市における児童相談の状況 (過去3年)

年度	H20	H21	H22
児童相談実数	404	427	375
児童虐待相談	200	241	194
児童相談延数	6,871	6,452	4,563
児童虐待相談	5,141	5,267	3,580

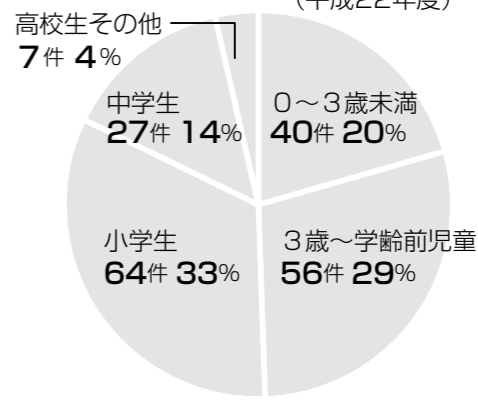
*実数と延数の見方

【例】一人に対して電話相談5回、訪問による相談3回、来庁されての相談1回の関わりがあった場合、実数が1、延数が9となります。

虐待種別の内訳 (平成22年度)



被虐待児童の年齢別内訳 (平成22年度)



7月1日〜7日
高島市子ども虐待
防止推進週間

見逃さないで「たすけてサイン」

ちょっとした疑問や違和感が入り口です。日々のあいさつなどの声かけや目配り、気配りで子どもを虐待から救えます。

「子どもからのサイン」

- 不自然なあざ・やけど・打撲
- 極端にやせている等、栄養失調状態
- 衣服やからだ(髪や手足等)が不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

「保護者からのサイン」

- 衣類、寝具が不衛生状態
- 子どもを家に置いたまま、よく外出する
- いつもイライラして、子どもに当たる
- 地域との交流がなく、孤立している
- 子どもの健康や安全への配慮がされてない

近所で気になる子どもを見かけるとき、少しでも疑問を感じた時には、どうかためらわないで子ども家庭相談までご連絡ください。市ではお知らせいただいた方のご迷惑にならないように、そして個人情報を守ること十分に配慮して対処します。

身にひげよう「オレンジリボン」

子どもへの虐待を防止するメッセージリボンのことで、全国的な活動が行われています。オレンジリボンには児童虐待の現状を広く知らせ、子どもを虐待から守り、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちが込められています。



関心を持とう 一緒に考えよう 子ども虐待防止講演会

- 日 時 7月2日(土) 10時~11時30分
- 場 所 新旭公民館 1階ホール
- 内 容 「子どもの思いに寄り添うために」

【講師】 廣田 敬史 氏 (自立援助ホーム BiT S-Unit 施設長)

※参加無料、託児あり

子ども家庭相談課

苦しいときは、がまんしないで相談ください

子どもに関する相談機関

子ども家庭相談課

☎ (25) 8517

子どもの養育や生活上の問題、夫婦間の暴力(DV)などの家庭に関する相談に応じています。

子育て支援センター

- マキノ ☎ (27) 8187
- 今津 ☎ (22) 4833
- 朽木 ☎ (38) 2070
- 安曇川 ☎ (33) 1540
- 高島 ☎ (36) 0660
- 新旭 ☎ (25) 3399

子育て全般に関する相談に応じています。

虐待ホットライン

☎077 (562) 8996

中央子ども家庭相談センター内にあります。(24時間対応)

各保健センター

- マキノ ☎ (27) 1128
- 今津 ☎ (22) 5101
- 朽木 ☎ (38) 3111
- 安曇川 ☎ (32) 4413
- 高島 ☎ (36) 8008
- 新旭 ☎ (25) 8110

子育て全般に関する相談と、夫婦間の暴力(DV)などの家庭に関する相談に応じています。

教育相談・課題対応室

☎ (32) 4406

いじめや不登校、友達関係のことなど教育全般に関する相談に応じています。

あすくる高島

(市少年センター内)

☎ (32) 3824

原則、中学生以上20歳未満の青少年を対象とした生活改善や就学・就労に関する相談に応じています。

子ども家庭相談課

☎ (25) 8517